

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (5) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第 1 項に規定する各種学校をいう。
- (8) 自転車等駐車場 周南市自転車等駐車場条例（平成15年周南市条例第210号）

に規定する自転車等駐車をいう。

(9) 公共の場所 道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。

(10) 放置 自転車等が公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が、当該自転車等から離れて、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

(11) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、市民等が道路交通法その他の法令（以下「関係法令」という。）を遵守し、及び交通事故等を防止するよう留意し、並びに互いに譲り合う精神を持つとともに、市、市民等その他の主体が自転車を安全で適正に利用できる環境づくりに努めることにより、市民等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえ、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、自転車の安全で適正な利用に関する施策が円滑に実施されるよう、体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるとともに、自転車に係る事故及び犯罪の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車の利用者等の責務)

第6条 自転車の利用者等は、関係法令を遵守し、自転車が車両であることを認識した上で、歩行者又は他の車両に危害を及ぼさないよう自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、その管理する自転車について、必要な点検及び整備を行う

とともに、盗難防止措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 自転車の利用者等は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、模範行動を示し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者に対し、当該未成年者が利用する自転車について盗難防止措置を講ずるよう助言するとともに、当該自転車について必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する市民等の理解を深めるため、啓発活動その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 関係団体は、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、盗難防止措置、点検及び整備の必要性その他自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動又は通勤のため自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発に努めなければならない。

- 2 事業者は、その管理する自転車について、必要な点検及び整備を行うとともに、盗難防止措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(防犯対策)

第11条 自転車の利用者等は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促

進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録を受けるとともに、自転車の2箇所（施錠、籠からのひたくり防止のためのカバー）の装着その他の防犯対策を講じるよう努めなければならない。

（交通安全教育）

第12条 市は、市民等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができるよう、関係機関等と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うものとする。

2 市は、市が設置する学校に在学する者に対し、発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導（以下「教育等」という。）を行うものとする。

3 市は、市が設置する学校以外の学校の設置者に対し、教育等を行うよう協力を求めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 学校の長は、当該学校に在学する者に対し、教育等を行うよう努めなければならない。

（乗車用ヘルメットの着用）

第13条 自転車の利用者は、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動又は通勤のため自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報提供及び助言を行うよう努めなければならない。

4 高齢者又は障害者と同居する者は、自転車を利用しようとする当該高齢者又は障害者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

5 市は、自転車の利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促進するための啓発、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第14条 自転車の利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めな

ればならない。

(自転車等の放置の禁止)

第15条 自転車等の利用者等は、正当な理由なく自転車等を放置してはならない。

(自転車等放置禁止区域の指定等)

第16条 市長は、自転車等駐車が整備されている地域内で自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されると認められる公共の場所を、自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係機関等の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するとともに、自転車等の利用者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、禁止区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

(自転車等の放置に対する措置)

第17条 市長は、自転車等の利用者等が禁止区域内に自転車等を放置しているとき、又は放置しようとしているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた自転車等の利用者等がなお禁止区域内に当該自転車等を放置していると認めたときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 3 市長は、自転車等の利用者等が禁止区域以外の公共の場所に自転車等を放置しているとき、又は放置しようとしているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。
- 4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、禁止区域以外の公共の場所において、自転車等が規則で定める相当の期間にわたって放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長は、自転車等の放置により良好な道路交通環境が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき、又は放置されている自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、直ちに当該自転車等を撤去

し、保管することができる。

(自転車等駐車場内における長期間の駐車に対する措置)

第18条 市長は、自転車等駐車場内の整理のため、当該駐車場内に長期間にわたり継続して自転車等を駐車している利用者等に対し、当該自転車等を長期間駐車しないよう指導することができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、前条第4項に規定する期間にわたり継続して自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、自転車等の放置により良好な自転車等駐車場内の環境が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき、又は放置されている自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、直ちに当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(撤去に伴う措置)

第19条 市長は、第17条第2項、第4項若しくは第5項又は前条第2項若しくは第3項の規定により自転車等を撤去する場合において、当該自転車等が電柱、柵その他の工作物に係留されていること等により撤去することが困難であると認めるときは、係留に用いられている器具の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該措置により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(保管した自転車等の措置)

第20条 市長は、第17条第2項、第4項若しくは第5項又は第18条第2項若しくは第3項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を利用者等に返還することができないときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金（以下「売却代金」という。）を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過する日までに、自転車等の利用者等が保管した自転車等又は売却代金の返還を求めたときは、当該自転車等又は売却代金を返還するものとする。

4 第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した自転車等又は売却代金を返還することができないときは、当該自転車等の所有権又は売却代金は、市に帰属する。

(費用の徴収)

第21条 市長は、第17条第2項、第4項若しくは第5項又は第18条第2項若しくは第3項の規定により保管した自転車等を利用者等に返還するときは、撤去、保管その他の措置に要した費用として実費の範囲内において規則で定める額を、当該自転車等の返還を受けようとする利用者等から徴収することができる。

(免責)

第22条 第17条第2項、第4項若しくは第5項又は第18条第2項若しくは第3項の規定により自転車等を保管した場合において、その撤去又は保管中に、当該自転車等に汚損、損傷、滅失、盗難等の損害が生じても、市の責めに帰すべき場合を除き、市はその責めを負わない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。